

(案)

柏崎市地域防災計画 (原子力災害対策編)

令和4年(2022年) 月修正

新旧対照表

柏崎市地域防災計画（原子力災害対策編）

第1章 総則

修正前	修正後	修正理由
<p>第1節～第6節 (略)</p> <p>第7節 発電所の状態に基づく緊急事態区分 (略)</p> <p>2 警戒事態</p> <p>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれがある緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。 この段階において、市は原子力災害警戒本部を設置する。 施設敷地緊急事態要避難者は、即時避難区域（PAZ）<u>において、次のいずれかに該当する者</u>をいう。</p> <p>○要配慮者（高齢者、障がい者、<u>乳幼児</u>その他の特に配慮を有する者をいい、<u>妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む</u>。以下同じ。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、<u>避難の実施により健康リスクが高まらないもの</u></p> <p>○要配慮者以外の者のうち、<u>次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの</u> <u>(ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの</u> <u>(イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの。</u></p> <p>3 施設敷地緊急事態</p> <p>発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において施設敷地緊急事態要避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の<u>主な</u>防護措置の準備を開始する必要がある段階。 この段階において、市は原子力災害対策本部を設置する。</p>	<p>第1節～第6節 (略) (略)</p> <p>第7節 発電所の状態に基づく緊急事態区分 (略)</p> <p>2 警戒事態</p> <p>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれがある緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針で定める施設敷地緊急事態要避難者を<u>対象とした</u>避難等の<u>予防的</u>防護措置の準備を開始する必要がある段階。 この段階において、市は原子力災害警戒本部を設置する。 <u>「施設敷地緊急事態要避難者」とは、即時避難区域（PAZ）内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的措置を実施すべき者として、次に掲げるもの</u>をいう。 <u>ア 要配慮者（高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等</u>その他の特に配慮を有する者をいう。以下同じ。）<u>(イ又はウに該当する者を除く。)</u>のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの <u>イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者</u></p> <p><u>ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者</u></p> <p>3 施設敷地緊急事態</p> <p>発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において施設敷地緊急事態要避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の<u>予防的</u>防護措置の準備を開始する必要がある段階。 この段階において、市は原子力災害対策本部を設置する。</p>	<p>原子力災害対策指針の反映</p> <p>原子力災害対策指針の反映</p> <p>文言の整理 原子力災害対策指針の反映</p> <p>原子力災害対策指針の反映</p> <p>原子力災害対策指針の反映</p>

修正前	修正後	修正理由																																																																																																												
<p>4 全面緊急事態</p> <p>発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化する及び確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。</p> <p>この段階においても、市は原子力災害対策本部を設置する。</p> <p>第8節 関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱</p> <table border="1" data-bbox="141 603 1003 1297"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> <th>連絡窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柏崎市</td> <td>1 原子力防災に関する知識の普及、啓発及び原子力防災訓練に関すること</td> <td>防災・原子力課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 通信連絡網の整備に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 県の実施する発電所周辺地域における環境条件の把握作業の協力に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 事故状況の把握及び連絡に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 国の専門家等の派遣要請及び受け入れに関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること</td> <td>総合企画部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10 緊急時モニタリングへの協力に関すること</td> <td>市民生活部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11 住民等の避難及び屋内退避の措置に関すること</td> <td>防災・原子力課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること</td> <td>福祉保健部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13 飲食物、<u>飲料水</u>及び地域生産物の摂取制限に関すること</td> <td>上下水道部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること</td> <td>産業振興部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること</td> <td>産業振興部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16 市道の通行確保、交通規制及び立入制限に関すること</td> <td>都市整備部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>17 輸送車両の確保及び配車に関すること</td> <td>防災・原子力課 財務部</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口	柏崎市	1 原子力防災に関する知識の普及、啓発及び原子力防災訓練に関すること	防災・原子力課		2 通信連絡網の整備に関すること	〃		3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること	〃		4 県の実施する発電所周辺地域における環境条件の把握作業の協力に関すること	〃		5 事故状況の把握及び連絡に関すること	〃		6 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置に関すること	〃		7 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること	〃		8 国の専門家等の派遣要請及び受け入れに関すること	〃		9 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること	総合企画部		10 緊急時モニタリングへの協力に関すること	市民生活部		11 住民等の避難及び屋内退避の措置に関すること	防災・原子力課		12 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること	福祉保健部		13 飲食物、 <u>飲料水</u> 及び地域生産物の摂取制限に関すること	上下水道部		14 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること	産業振興部		15 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること	産業振興部		16 市道の通行確保、交通規制及び立入制限に関すること	都市整備部		17 輸送車両の確保及び配車に関すること	防災・原子力課 財務部	<p>4 全面緊急事態</p> <p>発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化する<u>ため</u>、及び確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。</p> <p>この段階においても、市は原子力災害対策本部を設置する。</p> <p>第8節 関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱</p> <table border="1" data-bbox="1055 592 1919 1286"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> <th>連絡窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柏崎市</td> <td>1 原子力防災に関する知識の普及、啓発及び原子力防災訓練に関すること</td> <td>防災・原子力課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 通信連絡網の整備に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 県の実施する発電所周辺地域における環境条件の把握作業の協力に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 事故状況の把握及び連絡に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 国の専門家等の派遣要請及び受け入れに関すること</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること</td> <td>総合企画部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10 緊急時モニタリングへの協力に関すること</td> <td>市民生活部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11 住民等の避難及び屋内退避の措置に関すること</td> <td>防災・原子力課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること</td> <td>福祉保健部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13 飲食物及び地域生産物の摂取制限に関すること</td> <td>上下水道部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること</td> <td>産業振興部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること</td> <td>産業振興部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16 市道の通行確保、交通規制及び立入制限に関すること</td> <td>都市整備部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>17 輸送車両の確保及び配車に関すること</td> <td>防災・原子力課 財務部</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口	柏崎市	1 原子力防災に関する知識の普及、啓発及び原子力防災訓練に関すること	防災・原子力課		2 通信連絡網の整備に関すること	〃		3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること	〃		4 県の実施する発電所周辺地域における環境条件の把握作業の協力に関すること	〃		5 事故状況の把握及び連絡に関すること	〃		6 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置に関すること	〃		7 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること	〃		8 国の専門家等の派遣要請及び受け入れに関すること	〃		9 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること	総合企画部		10 緊急時モニタリングへの協力に関すること	市民生活部		11 住民等の避難及び屋内退避の措置に関すること	防災・原子力課		12 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること	福祉保健部		13 飲食物及び地域生産物の摂取制限に関すること	上下水道部		14 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること	産業振興部		15 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること	産業振興部		16 市道の通行確保、交通規制及び立入制限に関すること	都市整備部		17 輸送車両の確保及び配車に関すること	防災・原子力課 財務部	<p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p>
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口																																																																																																												
柏崎市	1 原子力防災に関する知識の普及、啓発及び原子力防災訓練に関すること	防災・原子力課																																																																																																												
	2 通信連絡網の整備に関すること	〃																																																																																																												
	3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること	〃																																																																																																												
	4 県の実施する発電所周辺地域における環境条件の把握作業の協力に関すること	〃																																																																																																												
	5 事故状況の把握及び連絡に関すること	〃																																																																																																												
	6 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置に関すること	〃																																																																																																												
	7 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること	〃																																																																																																												
	8 国の専門家等の派遣要請及び受け入れに関すること	〃																																																																																																												
	9 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること	総合企画部																																																																																																												
	10 緊急時モニタリングへの協力に関すること	市民生活部																																																																																																												
	11 住民等の避難及び屋内退避の措置に関すること	防災・原子力課																																																																																																												
	12 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること	福祉保健部																																																																																																												
	13 飲食物、 <u>飲料水</u> 及び地域生産物の摂取制限に関すること	上下水道部																																																																																																												
	14 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること	産業振興部																																																																																																												
	15 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること	産業振興部																																																																																																												
	16 市道の通行確保、交通規制及び立入制限に関すること	都市整備部																																																																																																												
	17 輸送車両の確保及び配車に関すること	防災・原子力課 財務部																																																																																																												
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口																																																																																																												
柏崎市	1 原子力防災に関する知識の普及、啓発及び原子力防災訓練に関すること	防災・原子力課																																																																																																												
	2 通信連絡網の整備に関すること	〃																																																																																																												
	3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること	〃																																																																																																												
	4 県の実施する発電所周辺地域における環境条件の把握作業の協力に関すること	〃																																																																																																												
	5 事故状況の把握及び連絡に関すること	〃																																																																																																												
	6 原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置に関すること	〃																																																																																																												
	7 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること	〃																																																																																																												
	8 国の専門家等の派遣要請及び受け入れに関すること	〃																																																																																																												
	9 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること	総合企画部																																																																																																												
	10 緊急時モニタリングへの協力に関すること	市民生活部																																																																																																												
	11 住民等の避難及び屋内退避の措置に関すること	防災・原子力課																																																																																																												
	12 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること	福祉保健部																																																																																																												
	13 飲食物及び地域生産物の摂取制限に関すること	上下水道部																																																																																																												
	14 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること	産業振興部																																																																																																												
	15 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること	産業振興部																																																																																																												
	16 市道の通行確保、交通規制及び立入制限に関すること	都市整備部																																																																																																												
	17 輸送車両の確保及び配車に関すること	防災・原子力課 財務部																																																																																																												

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
指定 地方 行政 機関	<ul style="list-style-type: none"> 1 管内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事 2 警察庁及び他管区警察局との連絡調整に関する事 3 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事 4 警察通信の確保及び統制に関する事 	
北陸農政局	<ul style="list-style-type: none"> 1 農地、家畜、農林水産物への影響に関する情報収集及び報告に関する事 2 農林産物の安全性に係る風評被害の防止に関する事 	企画調整室
東京航空局新潟空港事務所	災害時における航空に関する措置に関する事	
東北経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> 1 電気の安定供給に関する事 2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関する事 	総務企画部総務課
第九管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> 1 海上における救助、救急活動及び依頼等に基づく活動の支援に関する事 2 船舶等に対する緊急通報並びに避難及び立入制限に関する事 3 海上における応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保 4 海上における緊急時モニタリングへの協力に関する事 	警備救難部救難課
東京管区気象台 新潟地方気象台	気象、地象、水象に関する情報の収集及び伝達に関する事	
信越総合通信局	災害時における非常無線通信の確保に関する事	
新潟労働局	労働災害防止に関する指導監督に関する事	
北陸地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における一般国道指定区間の通行確保に関する事 2 災害時における一般国道指定区間の道路利用者に対する情報提供に関する事 	
陸上自衛隊第30及び第2普通科連隊	1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関する事	第3科
海上自衛隊新潟基地分遣	2 災害発生時の県の情報収集活動への協	警備科

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
指定 地方 行政 機関	<ul style="list-style-type: none"> 1 管内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事 2 警察庁及び他管区警察局との連絡調整に関する事 3 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事 4 警察通信の確保及び統制に関する事 	
北陸農政局	<ul style="list-style-type: none"> 1 農地、家畜、農林水産物等への影響に関する情報収集及び報告に関する事 2 農林産物の安全性に係る風評被害の防止に関する事 	企画調整室
東京航空局新潟空港事務所	災害時における航空に関する措置に関する事	
東北経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> 1 電気の安定供給に関する事 2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関する事 	総務企画部総務課
第九管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> 1 海上における救助、救急活動及び依頼等に基づく活動の支援に関する事 2 船舶等に対する緊急通報並びに避難及び立入制限に関する事 3 海上における応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保 4 海上における緊急時モニタリングへの協力に関する事 	警備救難部環境防災課
東京管区気象台 新潟地方気象台	気象、地象、水象に関する情報の収集及び伝達に関する事	
信越総合通信局	災害時における非常無線通信の確保に関する事	
新潟労働局	労働災害防止に関する指導監督に関する事	
北陸地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における一般国道指定区間の通行確保に関する事 2 災害時における一般国道指定区間の道路利用者に対する情報提供に関する事 	
陸上自衛隊第30及び第2普通科連隊	1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関する事	第3科
海上自衛隊新潟基地分遣	2 災害発生時の県の情報収集活動への協	警備科

記載の適正化

組織改編の反映

第9節 用語の解説

この計画における主な用語の定義は、次のとおりとする。

用語	解説
安定ヨウ素剤	放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こすおそれがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。
甲状腺	前頸部に位置し、喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。
スクリーニング	<u>原子力災害が起きた場合に、住民等に放射性物質の付着、吸引がないかの検査をすること。</u>
ブルーム	気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団
放射性物質拡散予測情報	周辺環境の地勢や気象データを考慮して、放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを予測した情報
環境放射線モニタリング	原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。原子力発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニタリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタリング（緊急時モニタリング）がある。
モニタリングポスト	原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され放射線の連続モニタを備えた野外測定設備のこと。 （据え付け型と追加の測定用の可搬型の2種類がある。）
EAL	緊急時活動レベル（Emergency Action Level）のこと。避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準。
OIL	運用上の介入レベル（Operational Intervention Level）のこと。放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準。
確定的影響	一定量以上の放射線を受けると、必ず影響が現れる現象をいう。受けた放射線の量が多くなるほど、その影響度（急性障害）も大きくなる。
確率的影響	放射線を受けたとしても、必ずしも影響が現れるわけではないが、受ける量が多くなるほど影響が現れる確率が高まる現象をいう。

第9節 用語の解説

この計画における主な用語の定義は、次のとおりとする。

用語	解説
安定ヨウ素剤	放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こすおそれがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。
甲状腺	前頸部に位置し、喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。
スクリーニング	<u>放射性物質が放出された後のOILに基づく避難の際に、避難や一時移転する者の汚染状況を確認することも目的として実施される検査。</u>
ブルーム	気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団
放射性物質拡散予測情報	周辺環境の地勢や気象データを考慮して、放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを予測した情報
環境放射線モニタリング	原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。原子力発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニタリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタリング（緊急時モニタリング）がある。
モニタリングポスト	原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近等に設置され放射線の連続モニタを備えた野外測定設備のこと。 （据え付け型と追加の測定用の可搬型の2種類がある。）
EAL	緊急時活動レベル（Emergency Action Level）のこと。避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準。
OIL	運用上の介入レベル（Operational Intervention Level）のこと。放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準。
確定的影響	一定量以上の放射線を受けると、必ず影響が現れる現象をいう。受けた放射線の量が多くなるほど、その影響度（急性障害）も大きくなる。
確率的影響	放射線を受けたとしても、必ずしも影響が現れるわけではないが、受ける量が多くなるほど影響が現れる確率が高まる現象をいう。

県マニュアル表
記に統一

文言の整理

要配慮者	高齢者、障がい者、 <u>外国人、乳幼児</u> 、妊産婦、 <u>傷病者</u> 、入院患者等をいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。
施設敷地緊急事態要避難者	要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、 <u>避難の実施により健康リスクが高まらないもの</u> をいう。 要配慮者以外の者のうち、 <u>次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なものをいう。</u> ・ <u>安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの</u> ・ <u>安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの</u>
緊急時対策支援システム（ERSS）	原子力災害が発生した場合、原子力発電所から送られてくる情報に基づき、事故の状態を監視し、専門的な知識データベースに基づいて事故の状態を判断し、その後の事故進展をコンピューターにより解析・予測するシステムのこと。
緊急時対応センター（ERC）	緊急事態が発生した場合に、原子力施設の情報や放射性物質の拡散状況に関する予測・モニタリング結果等を収集し、これをもとに、避難指示等の住民の防護対策の立案や、物資等の緊急輸送の調整等に当たる拠点として、原子力規制委員会に設置される。
オフサイトセンター（OFC）	緊急時に、国、地方公共団体、防災関係機関、原子力事業者などが情報共有と応急対策の検討を効率的に行うための拠点施設。「緊急事態応急対策等拠点施設」という。新潟県では、「新潟県柏崎刈羽原子力防災センター」が指定されている。
避難所	被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。
避難経由	広域避難者を適切な避難所に誘導するために避難所の前に向かう目的地であって、避難者への情報提供等の機能を有する施設
防災業務関係者	緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、スクリーニング、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓開、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動及び汚染物質の除去等の災害復旧活動を実施する国、自治体の職員等。

要配慮者	高齢者、障がい者、 <u>傷病者</u> 、妊産婦、 <u>乳幼児</u> 、入院患者、 <u>外国人</u> 等をいう。 <u>（災害対策基本法第8条第2項第15号関係）</u>
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。 <u>（災害対策基本法第49条の10関係）</u>
施設敷地緊急事態要避難者	<u>PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者。</u> <u>ア 要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの</u> <u>イ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者</u> <u>ウ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの</u>
緊急時対策支援システム（ERSS）	原子力災害が発生した場合、原子力発電所から送られてくる情報に基づき、事故の状態を監視し、専門的な知識データベースに基づいて事故の状態を判断し、その後の事故進展をコンピューターにより解析・予測するシステムのこと。
緊急時対応センター（ERC）	緊急事態が発生した場合に、原子力施設の情報や放射性物質の拡散状況に関する予測・モニタリング結果等を収集し、これをもとに、避難指示等の住民の防護対策の立案や、物資等の緊急輸送の調整等に当たる拠点として、原子力規制委員会に設置される。
オフサイトセンター（OFC）	緊急時に、国、地方公共団体、防災関係機関、原子力事業者などが情報共有と応急対策の検討を効率的に行うための拠点施設。「緊急事態応急対策等拠点施設」という。新潟県では、「新潟県柏崎刈羽原子力防災センター」が指定されている。
避難所	被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。
避難経由	広域避難者を適切な避難所に誘導するために避難所の前に向かう目的地であって、避難者への情報提供等の機能を有する施設
防災業務関係者	緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、スクリーニング、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓開、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動及び汚染物質の除去等の災害復旧活動を実施する国、自治体の職員等。

文言の整理
法の規定を明記

法の規定を明記
災害対策指針の
反映

第2章 原子力災害事前対策

修正前	修正後	修正理由
<p>第1節～第6節 (略)</p> <p>第7節 原子力防災に関する知識の普及啓発</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 要配慮者等への配慮</p> <p>市は、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点へ十分に配慮する。</p> <p>第8節～第10節 (略)</p> <p>第11節 原子力災害医療体制</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備</p> <p>県及び市は、医療機関等と連携して、原子力災害発生時において、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、原子力災害対策指針を参考に、<u>即時避難区域(PAZ)</u>内の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制及び<u>避難準備区域(UPZ)を含む</u>緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備する。</p> <p>第12節 避難・屋内退避実施体制の整備</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 避難所等の整備</p> <p>(1) 避難経由所・避難所の整備</p> <p>ア 市は、広域避難に伴う避難所の指定、開設及び運営等について、県の調整のもと受入市町村と綿密な連携を図り、避難生活に係る環境を良好に保つための設備の整備に努める。</p>	<p>第1節～第6節 (略)</p> <p>第7節 原子力防災に関する知識の普及啓発</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 要配慮者等への配慮</p> <p>市は、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に十分に配慮する。</p> <p>第8節～第10節 (略)</p> <p>第11節 原子力災害医療体制</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備</p> <p>県及び市は、医療機関等と連携して、原子力災害発生時において、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、原子力災害対策指針を参考に、<u>原子力災害対策重点区域</u>の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制及び緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備する。</p> <p>第12節 避難・屋内退避実施体制の整備</p> <p>1～3 (略)</p> <p>3 避難所等の整備</p> <p>(1) 避難経由所・避難所の整備</p> <p>ア 市は、広域避難に伴う避難所の指定、開設及び運営等について、県の調整のもと受入市町村と綿密な連携を図り、避難生活に係る環境を良好に保つための設備の整備に努める。</p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>施策の進展に伴う修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>なお、避難所は、その施設管理者の同意を得た上で指定及び開設するものとし、併せてこれを開設する場合は、<u>男女の視点の違い</u>や、要配慮者のニーズを十分配慮する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 県は、新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平常時から関係市町村と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。</p> <p>4 要配慮者及び一時滞在者の避難・屋内退避体制の整備</p> <p>(1) 市は、在宅の要配慮者の避難・屋内退避が、近隣住民、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助の下で円滑に実施できるよう、あらかじめ<u>要配慮者避難支援計画等</u>に基づいた避難支援体制を整備するとともに、県及び国、防災関係機関、原子力事業者等との連携による避難支援協力体制を整備する。</p> <p>(2) 県及び市は、病院等医療機関、社会福祉施設等の施設管理者に対し、入院又は入所している要配慮者の避難誘導方法、近隣住民の協力体制、保護者への安否の連絡等に配慮した避難計画を策定するよう要</p>	<p>なお、避難所は、その施設管理者の同意を得た上で指定及び開設するものとし、併せてこれを開設する場合は、<u>男女双方及び性的少数者の視点</u>や、要配慮者のニーズを十分配慮する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 県は、新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平常時から関係市町村と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応する<u>とともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供する</u>よう努める。</p> <p>4 要配慮者及び一時滞在者の避難・屋内退避体制の整備</p> <p>(1) <u>市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</u> <u>また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</u></p> <p>(2) <u>市は、避難行動要支援者名簿を作成している者について、個別避難計画を作成するよう努める。</u></p> <p>(3) 市は、在宅の要配慮者の避難・屋内退避が、近隣住民、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助の下で円滑に実施できるよう、あらかじめ<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</u>に基づいた避難支援体制を整備するとともに、県及び国、防災関係機関、原子力事業者等との連携による避難支援協力体制を整備する。</p> <p>(4) 県及び市は、病院等医療機関、社会福祉施設等の施設管理者に対し、入院又は入所している要配慮者の避難誘導方法、近隣住民の協力体制、保護者への安否の連絡等に配慮した避難計画を策定するよう要</p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>防災基本計画の反映</p> <p>防災基本計画の反映</p> <p>防災基本計画の反映</p> <p>番号繰下げ</p> <p>防災基本計画の反映</p> <p>番号繰下げ</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>請するものとし、病院等医療機関、社会福祉施設等の施設管理者は、入院又は入所している要配慮者の避難・屋内退避について避難計画を策定するよう努める。</p> <p>なお、県は、市及び病院等医療機関、社会福祉施設等の施設管理者の協力により、入院又は入所している要配慮者の受入れ等、施設相互の協力体制を整備する。</p> <p>(3) 市は、県及び国と協力し、病院及び社会福祉施設において、入院又は入所している要配慮者の早期の避難が困難な場合を想定し、気密性の向上等の放射線防護対策を講じた一時的な退避施設の整備に努める。</p> <p>(4) 市は、避難所における要配慮者の健康状態の把握及びケアが適切に行われるよう、県の指導のもと、受入市町村、関係機関及び福祉関係団体等と協力し、福祉避難所の確保を含め、あらかじめ体制を整備する。</p> <p>(5) 消防機関、自衛隊等の防災関係機関は、要配慮者の避難・屋内退避が困難な場合に備え、あらかじめ支援体制を整備する。</p> <p>(6) 市は、緊急時における要配慮者への情報伝達、避難誘導に関し、近隣住民の果たす役割を重視し、民生委員・児童委員、自主防災組織等と協力し、要配慮者と近隣住民の共助意識の向上の促進を図る</p> <p>(7) 市は、観光客や地域外からの一時滞在者等を適切に避難誘導するため、平常時より情報伝達体制や避難誘導体制の整備に努める。 また、屋内退避が必要な場合に備え、一時的に退避できる施設をあらかじめ定める。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 避難・屋内退避の住民等への事前周知</p> <p>(1) 市は、原子力災害発生後の経過に応じて、住民等へ提供すべき情報の種別、周知方法及び問い合わせ先について、あらかじめ整理し、これを準備する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7、8 (略)</p>	<p>請するものとし、病院等医療機関、社会福祉施設等の施設管理者は、入院又は入所している要配慮者の避難・屋内退避について避難計画を策定するよう努める。</p> <p>なお、県は、市及び病院等医療機関、社会福祉施設等の施設管理者の協力により、入院又は入所している要配慮者の受入れ等、施設相互の協力体制を整備する。</p> <p>(5) 市は、県及び国と協力し、病院及び社会福祉施設において、入院又は入所している要配慮者の早期の避難が困難な場合を想定し、気密性の向上等の放射線防護対策を講じた一時的な退避施設の整備に努める。</p> <p>(6) 市は、避難所における要配慮者の健康状態の把握及びケアが適切に行われるよう、県の指導のもと、受入市町村、関係機関及び福祉関係団体等と協力し、福祉避難所の確保を含め、あらかじめ体制を整備する。</p> <p>(7) 消防機関、自衛隊等の防災関係機関は、要配慮者の避難・屋内退避が困難な場合に備え、あらかじめ支援体制を整備する。</p> <p>(8) 市は、緊急時における要配慮者への情報伝達、避難誘導に関し、近隣住民の果たす役割を重視し、民生委員・児童委員、自主防災組織等と協力し、要配慮者と近隣住民の共助意識の向上の促進を図る</p> <p>(9) 市は、観光客や地域外からの応急対策応援者及び仕事等での一時滞在者等 (以下「一時滞在者等」という。)を適切に避難誘導するため、平常時より情報伝達体制や避難誘導体制の整備に努める。 また、屋内退避が必要な場合に備え、一時的に退避できる施設をあらかじめ定める。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 避難・屋内退避の住民等への事前周知</p> <p>(1) 市は、原子力災害発生後の経過に応じて、住民、在勤・在学者、観光客、一時滞在者等へ提供すべき情報の種別、周知方法及び問い合わせ先について、あらかじめ整理し、これを準備する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7、8 (略)</p>	<p>番号繰下げ</p> <p>番号繰下げ</p> <p>番号繰下げ</p> <p>番号繰下げ</p> <p>番号繰下げ</p> <p>番号繰下げ 文言の整理</p> <p>文言の整理</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>第13節、第14節 (略)</p> <p>第15節 緊急輸送活動体制等の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 専門家の移送等の体制整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送や、緊急物資の輸送への協力方法、手段、拠点等（最寄りのヘリポートの場所、緊急物資の輸送拠点・集積拠点等）について、あらかじめ定める。</p> <p>3 緊急輸送路の確保及び交通管理体制の整備</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 県警察は、緊急時において交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る<u>こととされている</u>。</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>第16節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報伝達体制及び設備の整備</p> <p>(1) 市は、県、国、防災関係機関、自主防災組織及び報道機関等と協力し、県総合防災情報システム、防災行政無線（<u>戸別受信機を含む</u>）<u>及びそれに代わる防災情報通信システム</u>（緊急告知ラジオを含む）、広報車両等の広報施設及び機器等の整備やインターネット（ソーシャルメディア等）、緊急速報メール・エリアメール、コミュニティFM放送等の活用による情報伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、伝達方法、提供すべき情報の内容及び実施者、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定める等必要な体制を整備する。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第17節、第18節 (略)</p>	<p>第13節、第14節 (略)</p> <p>第15節 緊急輸送活動体制等の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 専門家の移送等の体制整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送や、緊急物資の輸送への協力方法、手段、拠点等（最寄りのヘリポートの場所、緊急物資の輸送拠点・集積拠点等）について、あらかじめ定める。</p> <p>3 緊急輸送路の確保及び交通管理体制の整備</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 県警察は、緊急時において交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>第16節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報伝達体制及び設備の整備</p> <p>(1) 市は、県、国、防災関係機関、自主防災組織及び報道機関等と協力し、県総合防災情報システム、防災行政無線（緊急告知ラジオを含む）、広報車両等の広報施設及び機器等の整備やインターネット（ソーシャルメディア等）、緊急速報メール・エリアメール、コミュニティFM放送等の活用による情報伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、伝達方法、提供すべき情報の内容及び実施者、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定める等必要な体制を整備する。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第17節、第18節 (略)</p>	<p>名称の修正</p> <p>文言の整理</p> <p>記載の適正化</p>

第3章 緊急事態応急対策

修正前	修正後	修正理由
<p>第1節 原子力災害対策本部等の組織及び運営</p> <p>1、2 (略)</p> <p>2 原子力災害対策本部等の設置基準</p> <p>3 原子力災害警戒本部の設置</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 組織 原子力災害警戒本部の組織並びに構成員は以下のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本部長 : 市長 副本部長 : 副市長 本部員 : 教育長、危機管理監、柏崎市部制条例第1条に規定する部の部長、市民生活部参事、上下水道局長、消防長、教育部長及び議会事務局長 本部要員 : 係長以上の職員、指定職員、防災・原子力課員</p> </div> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>4 原子力災害対策本部の設置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 設置の周知 原子力災害対策本部を設置しようとするとき又は原子力災害対策本部が設置された場合の庁内各部局及び町事務所等への周知は、庁内放送又は庁内グループウェアの掲示板、メール等により行う。</p> <p>(4) 組織 ア～エ (略) オ 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。なお、本部員は、教育長、危機管理監、柏崎市部制条例第1条に規定する部の部長、市民生活部参事、上下水道局長、消防長、教育部長及び議会事務局長をもって充てる。 カ (略)</p>	<p>第1節 原子力災害対策本部等の組織及び運営</p> <p>、2 (略) 針</p> <p>2 原子力災害対策本部等の設置基準</p> <p>3 原子力災害警戒本部の設置</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 組織 原子力災害警戒本部の組織並びに構成員は以下のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本部長 : 市長 副本部長 : 副市長 本部員 : 教育長、危機管理監、柏崎市部制条例第1条に規定する部の部長、福祉保健部参事、上下水道局長、消防長、教育部長及び議会事務局長 本部要員 : 係長以上の職員、指定職員、防災・原子力課員</p> </div> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>4 原子力災害対策本部の設置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(3) 設置の周知 原子力災害対策本部を設置しようとするとき又は原子力災害対策本部が設置された場合の庁内各部局等への周知は、庁内放送又は庁内グループウェアの掲示板、メール等により行う。</p> <p>(4) 組織 ア～エ (略) オ 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。なお、本部員は、教育長、危機管理監、柏崎市部制条例第1条に規定する部の部長、福祉保健部参事、上下水道局長、消防長、教育部長及び議会事務局長をもって充てる。 カ (略)</p>	<p>災害対策本部規則との整合</p> <p>文言の整理</p> <p>災害対策本部規則との整合</p>

修正前	修正後	修正理由
(5)～(8) (略) 5、6 (略) 別表 1 原子力災害対策本部組織	(5)～(8) (略) 5、6 (略) 別表 1 原子力災害対策本部組織	

修正前	修正後	修正理由
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p style="text-align: center;">原子力 災害対策本部</p> <p>本部長（市長）</p> <p>副本部長（副市長）</p> <p>本部員</p> <p>教育長 危機管理監 柏崎市部制条例 第1条に規定 する部の部長 <u>市民生活部参事</u> 上下水道局長 消防長 教育部長 議会事務局長</p> <p style="text-align: center;">原子力災害 現地対策本部</p> </div> <div style="width: 65%; text-align: center;"> <p>部及び班</p> <p>【危機管理部】（部長：危機管理監 副部長：防災・原子力課長）（総合調整班）</p> <p>【総合企画部】（部長：総合企画部長 副部長：総務課長）（総務班、人事班、情報・交通班、広報・報道班）</p> <p>【財務部】（部長：財務部長 副部長：財政管理課長）（本部記録班、車両・輸送班、被害調査班）</p> <p>【市民生活部】（部長：市民生活部長 副部長：市民活動支援課長）（総務班、救助班、環境衛生班、<u>高柳町事務所班、西山町事務所班</u>、出納班）</p> <p>【福祉保健部】（部長：福祉保健部長 副部長：福祉課長）（福祉班、要配慮者支援班、保健衛生班）</p> <p>【子ども未来部】（部長：子ども未来部長 副部長：保育課長）（児童福祉班、保育班）</p> <p>【産業振興部】（部長：産業振興部長 副部長：農林水産課長）（農林水産班、商業観光班、物資供給班）</p> <p>【都市整備部】（部長：都市整備部長 副部長：道路維持課長）（総務班、建設班、住宅班）</p> <p>【上下水道部】（部長：上下水道局長 副部長：施設維持課長）（総務班、水道下水道情報計画班、水道給水班、水道復旧班、</p> <p>【消防部】（部長：消防長 副部長：消防総務課長）（総務班、予防班、消防班）</p> <p>【文教部】（部長：教育部長 副部長：教育総務課長）（総務班、学校教育班、社会教育班、体育施設班）</p> <p>【議会調整部】（部長：議会事務局長 副部長：議会事務局長代理）（渉外班）</p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p style="text-align: center;">原子力 災害対策本部</p> <p>本部長（市長）</p> <p>副本部長（副市長）</p> <p>本部員</p> <p>教育長 危機管理監 柏崎市部制条例 第1条に規定 する部の部長 <u>福祉保健部参事</u> 上下水道局長 消防長 教育部長 議会事務局長</p> <p style="text-align: center;">原子力災害 現地対策本部</p> </div> <div style="width: 65%; text-align: center;"> <p>部及び班</p> <p>【危機管理部】（部長：危機管理監 副部長：防災・原子力課長）（総合調整班）</p> <p>【総合企画部】（部長：総合企画部長 副部長：総務課長）（総務班、人事班、情報・交通班、広報・報道班）</p> <p>【財務部】（部長：財務部長 副部長：財政管理課長）（本部記録班、車両・輸送班、被害調査班）</p> <p>【市民生活部】（部長：市民生活部長 副部長：市民活動支援課長）（総務班、救助班、環境衛生班、<u>地域事務所班</u>、出納班）</p> <p>【福祉保健部】（部長：福祉保健部長 副部長：福祉課長）（福祉班、要配慮者支援班、保健衛生班）</p> <p>【子ども未来部】（部長：子ども未来部長 副部長：保育課長）（児童福祉班、保育班）</p> <p>【産業振興部】（部長：産業振興部長 副部長：農林水産課長）（農林水産班、商業観光班、物資供給班）</p> <p>【都市整備部】（部長：都市整備部長 副部長：道路維持課長）（総務班、建設班、住宅班）</p> <p>【上下水道部】（部長：上下水道局長 副部長：施設維持課長）（総務班、水道下水道情報計画班、水道給水班、水道復旧班、下水道復旧班）</p> <p>【消防部】（部長：消防長 副部長：消防総務課長）（総務班、予防班、消防班）</p> <p>【文教部】（部長：教育部長 副部長：教育総務課長）（総務班、学校教育班、社会教育班、体育施設班）</p> <p>【議会調整部】（部長：議会事務局長 副部長：議会事務局長代理）（渉外班）</p> </div> </div>	<p>組織の改正</p> <p>組織の改正</p>

修正前				修正後				修正理由	
別表 2 原子力災害対策本部の構成及び分掌事務				別表 2 原子力災害対策本部の構成及び分掌事務					
部名	班名 (担当班長)	班員	分掌事務(原子力災害)の事務は、原子力災害固有事務又は原子力災害単独事務)	部名	班名 (担当班長)	班員	分掌事務 (原子力災害)の事務は、原子力災害固有事務又は原子力災害単独事務)	防災基本計画の反映	
危機管理部	総合調整班 (防災・原子力課長)	防災・原子力課員 選挙管理委員会事務局員 監査委員事務局員	1～17 (略) 18 (原子力災害)退避・避難の <u>勸告</u> 、指示又は解除に関すること。	危機管理部	総合調整班 (防災・原子力課長)	防災・原子力課員 選挙管理委員会事務局員 監査委員事務局員 元気発信課員	1～17 (略) 18 (原子力災害)退避・避難の指示又は解除に関すること。		
(略)				(略)					
財務部	(略)	(略)	(略)	財務部	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)
	被害調査班	税務課員 納税課員	(略)		被害調査班	税務課員	(略)		
市民生活部	(略)	(略)	(略)	市民生活部	(略)	(略)	(略)		
	救助班 (市民課長)	市民課員 会計課員	1～5 (略) <u>6 斎場の被害調査、応急復旧及び適正管理への協力に関すること。</u> <u>7 遺体の収容及び死体の埋火葬に関すること。</u> 8 愛玩動物等の保護に関すること。 9 (原子力災害)防護対策区域に対する広報伝達に関すること。 10 (原子力災害)退避・避難所の設営及び被災者の収容に関すること。 11 (原子力災害)被災地住民登録に関すること。 12 (原子力災害)退避・避難収容状況の記録及び報告に関すること。 13 (原子力災害)広域避難先遣隊の出動に関すること。 14 (原子力災害)広域避難先との連絡調整及び情報收受に関すること。		救助班 (市民課長)	市民課員 会計課員	1～5 (略) <u>6 愛玩動物等の保護に関すること。</u> <u>7 (原子力災害)防護対策区域に対する広報伝達に関すること。</u> 8 (原子力災害)退避・避難所の設営及び被災者の収容に関すること。 9 (原子力災害)被災地住民登録に関すること。 10 (原子力災害)退避・避難収容状況の記録及び報告に関すること。 11 (原子力災害)広域避難先遣隊の出動に関すること。 12 (原子力災害)広域避難先との連絡調整及び情報收受に関すること。		
									組織の変更
									記載の適正化
								組織の変更	

修正前				修正後				修正理由
環境衛生班 (環境課長)	環境課員	1～5 (略)	<p>6 関係機関等との連絡調整に関する事 こと。</p> <p>7 災害廃棄物仮置場の管理に関する事 こと。</p> <p>8 (原子力災害)放射性物質による汚染 状況調査等に関する事 こと。</p> <p>9 (原子力災害)県の緊急時環境放射線 モニタリング活動に対する協力に関 する事 こと。</p> <p>10 (原子力災害)市内で発生する廃棄 物の放射線モニタリングに関する事 こと。</p>	環境衛生班 (環境課長)	環境課員	1～5 (略)	<p>6 <u>遺体の収容及び死体の埋火葬に関す ること。</u></p> <p>7 関係機関等との連絡調整に関する事 こと。</p> <p>8 災害廃棄物仮置場の管理に関する事 こと。</p> <p>9 <u>斎場の被害調査、応急復旧及び適正 管理への協力に関する事 こと。</u></p> <p>10 (原子力災害)放射性物質による汚 染状況調査等に関する事 こと。</p> <p>11 (原子力災害)県の緊急時環境放射 線モニタリング活動に対する協力に 関する事 こと。</p> <p>12 (原子力災害)市内で発生する廃棄 物の放射線モニタリングに関する事 こと。</p>	組織の変更
	高柳町事務 所班 (高柳町事 務所長)	高柳町事務所員	1 <u>高柳町事務所における災害対策の総 合調整に関する事 こと。</u>		<p>2 <u>高柳町事務所の庶務に関する事 こと。</u></p> <p>3 <u>各部との連絡調整に関する事 こと。</u></p> <p>4 <u>高柳町事務所に係る被害状況の集約 及び報告に関する事 こと。</u></p> <p>5 庁舎及び庁舎内の有線施設・設備の 被害調査及び緊急機能確保に関する 事 こと。</p> <p>6 町内会等との連絡調整に関する事 こと。</p> <p>7 関係機関等との連絡調整に関する事 こと。</p> <p>8 避難住民における食料及び物資の受 入れに関する事 こと。</p> <p>9 要配慮者の避難支援等に関する事 こと。</p> <p>10 商工業関係の被害調査及び応急対 策に関する事 こと。</p>	地域事務所 班 (地域事務 所長)	地域事務所員	1 <u>両町地域における現地対策本部の設 置及び運営に関する事 こと。</u>
						2 <u>両町事務所に係る被害状況の集約及 び報告に関する事 こと。</u>		
						3 庁舎及び庁舎内の有線施設・設備の 被害調査及び緊急機能確保に関する 事 こと。		
						4 町内会等との連絡調整に関する事 こと。		
						5 関係機関等との連絡調整に関する事 こと。		
						6 避難住民における食料及び物資の受 入れに関する事 こと。	組織の変更	
						7 <u>死体の埋火葬の許可に関する事 こと。</u>		
						8 要配慮者の避難支援等に関する事 こと。		
						9 商工業関係の被害調査及び応急対策 に関する事 こと。		

修正前				修正後				修正理由
			<p>11 観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>12 観光客の安全確保に関すること。</p> <p>13 降積雪時における降積雪指定観測点の観測に関すること。</p> <p>14 (原子力災害) 市民生活部救助班の協力に関すること。</p>				<p>10 観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>11 観光客の安全確保に関すること。</p> <p>12 降積雪時における降積雪指定観測点の観測に関すること。</p> <p>13 (原子力災害) 市民生活部救助班の協力に関すること。</p>	組織の変更
	西山町事務所班 (西山町事務所長)	西山町事務所員	<p>1 西山町事務所における災害対策の総合調整に関すること。</p> <p>2 西山町事務所の庶務に関すること。</p> <p>3 各部との連絡調整に関すること。</p> <p>4 西山町事務所に係る被害状況の集約及び報告に関すること。</p> <p>5 庁舎及び庁舎内の有線施設・設備の被害調査及び緊急機能確保に関すること。</p> <p>6 町内会等との連絡調整に関すること。</p> <p>7 関係機関等との連絡調整に関すること。</p> <p>8 死体の埋火葬の許可に関すること。</p> <p>9 避難住民における食料及び物資の受入れに関すること。</p> <p>10 要配慮者の避難支援等に関すること。</p> <p>11 商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>12 観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>13 観光客の安全確保に関すること。</p> <p>14 降積雪時における降積雪指定観測点の観測に関すること。</p> <p>15 (原子力災害) 市民生活部救助班の協力に関すること。</p>					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)				(略)				

修正前				修正後				修正理由
子ども 未来部				子ども 未来部	<u>保健衛生班</u>	<u>子育て支援課員</u> <u>子どもの発達支</u> <u>援課員</u>	<u>1 保健衛生及び防疫（環境衛生班に関</u> <u>するものを除く。）に関するこ</u> <u>と。</u> <u>2 医師会、歯科医師会及び医療機関と</u> <u>の連絡調整及び協力要請に関するこ</u> <u>と。</u> <u>3 医療救護所の開設及び応急救護活動</u> <u>並びに健康相談の実施に関するこ</u> <u>と。</u> <u>4 救急医薬品及び医療資器材の確保に</u> <u>関すること。</u> <u>5 災害時の要配慮者用の食料に関する</u> <u>こと。</u> <u>6 要配慮者（主に妊産婦、乳幼児）の</u> <u>避難支援及び療養支援に関するこ</u> <u>と。</u> <u>7 心のケア及び精神保健福祉相談の実</u> <u>施に関するこ。</u>	体制及び業務の 見直し
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
児童福祉班 （子育て支 援課長）	子育て支援課員 子どもの発達支 援課員	<u>1 助産に関するこ。</u> <u>2 要配慮者（主に妊産婦、乳幼児）の</u> <u>避難支援及び療養支援に関するこ</u> <u>と。</u> <u>3 市立児童クラブに関するこ。</u> 4 応急救護活動及び健康相談の実施に 関すること。 <u>5 特定児童生徒等の安全確保及び療養</u> <u>支援に関するこ。</u> <u>6 心のケア及び精神保健福祉相談の実</u> <u>施に関するこ。</u>	児童福祉班 （子育て支 援課長）	子育て支援課員 子どもの発達支 援課員	<u>1 児童クラブ利用者の安全確保等</u> <u>に関するこ。</u> <u>2 県立子ども自然王国利用者の安全確</u> <u>保等に関するこ。</u> <u>3 特定児童生徒等の安全確保</u> <u>に関するこ。</u> <u>4 市役所分館の施設被害状況の把握報</u> <u>告に関するこ。</u>	体制及び業務の 見直し 文言の整理 体制及び業務の 見直し 体制及び業務の 見直し		
別表 3 現地事故対策連絡会議及び防災センター派遣職員				別表 3 現地事故対策連絡会議及び防災センター派遣職員				

修正前	修正後	修正理由																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="152 244 577 284">構 成 員</th> <th data-bbox="577 244 1010 284">役 割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="152 284 577 323">副本部長（副市長）</td> <td data-bbox="577 284 1010 323">原子力災害現地対策副本部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 323 577 363">危機管理部総合調整班（防災・原子力課員）</td> <td data-bbox="577 323 1010 363">原子力災害現地対策本部補助構成員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 363 577 403">財務部被害調査班（税務課員2名）</td> <td data-bbox="577 363 1010 403">原子力災害現地対策本部連絡員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 403 577 459">消防部員</td> <td data-bbox="577 403 1010 459">消防本部連絡員</td> </tr> </tbody> </table>	構 成 員	役 割	副本部長（副市長）	原子力災害現地対策副本部長	危機管理部総合調整班（防災・原子力課員）	原子力災害現地対策本部補助構成員	財務部被害調査班（税務課員2名）	原子力災害現地対策本部連絡員	消防部員	消防本部連絡員	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1055 244 1480 284">構 成 員</th> <th data-bbox="1480 244 1912 284">役 割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1055 284 1480 323">副本部長（副市長）</td> <td data-bbox="1480 284 1912 323">原子力災害現地対策副本部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1055 323 1480 411">危機管理部総合調整班（防災・原子力課長が 指名する者）</td> <td data-bbox="1480 323 1912 411">原子力災害現地対策本部補助構成員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1055 411 1480 451">財務部被害調査班（税務課員1名）</td> <td data-bbox="1480 411 1912 451">原子力災害現地対策本部連絡員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1055 451 1480 504">消防部員</td> <td data-bbox="1480 451 1912 504">消防本部連絡員</td> </tr> </tbody> </table>	構 成 員	役 割	副本部長（副市長）	原子力災害現地対策副本部長	危機管理部総合調整班（防災・原子力課長が 指名する者）	原子力災害現地対策本部補助構成員	財務部被害調査班（税務課員1名）	原子力災害現地対策本部連絡員	消防部員	消防本部連絡員	体制の見直し
構 成 員	役 割																					
副本部長（副市長）	原子力災害現地対策副本部長																					
危機管理部総合調整班（防災・原子力課員）	原子力災害現地対策本部補助構成員																					
財務部被害調査班（税務課員2名）	原子力災害現地対策本部連絡員																					
消防部員	消防本部連絡員																					
構 成 員	役 割																					
副本部長（副市長）	原子力災害現地対策副本部長																					
危機管理部総合調整班（防災・原子力課長が 指名する者）	原子力災害現地対策本部補助構成員																					
財務部被害調査班（税務課員1名）	原子力災害現地対策本部連絡員																					
消防部員	消防本部連絡員																					
<p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 （略）</p> <p>2 情報収集事態発生時の連絡等</p> <p>(1)、(2) （略）</p> <p>(3) 市は、情報収集事態に該当する事象の発生を認知した場合又は原子力事業者若しくは合同現地情報連絡室から発生の連絡があった場合は、直ちに原子力災害警戒本部を設置し、原子力事業者、県及び合同現地情報連絡室との連絡体制の確立等の必要な体制を構築するとともに、発電所の状況、放射線の影響の有無等情報の収集に当たる。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡等</p> <p>(1) 原子力関係法令等に基づく通報・連絡</p> <p>ア 発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生後、直ちに本市を始め県、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県内市町村、県警察本部、柏崎警察署、市消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等に同時に事象発生の情報をファクシミリで送信する（原災法第10条に基づく通報）。さらに、本市を含む主要な機関等に対してはその着信を確認する。</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>エ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象</p>	<p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 （略）</p> <p>2 情報収集事態発生時の連絡等</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 市は、情報収集事態に該当する事象の発生を認知した場合又は原子力事業者若しくは合同現地情報連絡室から発生の連絡があった場合は、直ちに原子力災害警戒本部を設置し、原子力事業者、県及び合同現地情報連絡室との連絡体制の確立等の必要な体制を構築するとともに、発電所の状況、放射線の影響の有無等情報の収集に当たる。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡等</p> <p>(1) 原子力関係法令等に基づく通報・連絡</p> <p>ア 発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに本市を始め県、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県内市町村、県警察本部、柏崎警察署、市消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等に同時に事象発生の情報等をファクシミリで送信する（原災法第10条に基づく通報）。さらに、直ちに本市を含む主要な機関等に対してはその着信を確認する。</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>エ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の</p>	<p>文字の修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>文言の整理 記載の適正化</p> <p>防災基本計画の反映</p>																				

修正前	修正後	修正理由
<p>今後の進展の見通しや事故情報等について、国の事故対策本部内に情報を共有する。 国の事故対策本部は、本市を始め、県及び重点区域を含む市町村、県警察本部に連絡する。</p> <p>オ～ス (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 応急対策活動情報等の連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>全面緊急事態における連絡等</u> (原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡) ア～ウ (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第3節 広域的応援対応</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 市又は市消防本部は管内の消防力で対応できないと判断した場合は、速やかに「新潟県広域消防相互応援協定」に基づく応援を協定市町村又は地域の代表消防本部に要請を行う。</p> <p>(4) 市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。県は、緊急消防援助隊の出動の必要があると認める場合又は市から連絡があった場合は、消防庁に対し速やかにその応援等<u>の要請</u>をする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第4節 緊急時モニタリング等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急時モニタリング等の態勢</p>	<p>今後の進展の見通しや事故情報等について、国の事故対策本部内に情報を共有する。 国の事故対策本部は、本市を始め、県及び重点区域を含む市町村、県警察本部に連絡する。</p> <p>オ～ス (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 応急対策活動情報等の連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 ア～ウ (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第3節 広域的応援対応</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 市又は市消防本部は管内の消防力で対応できないと判断した場合は、速やかに「新潟県広域消防相互応援協定」に基づく応援を<u>協定市町村又は地域の代表消防本部に</u>対し要請を行う。</p> <p>(4) 市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。県は、緊急消防援助隊の出動の必要があると認める場合又は市から連絡があった場合は、消防庁に対し速やかにその応援等<u>を</u>要請する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第4節 緊急時モニタリング等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急時モニタリング等の態勢</p>	<p></p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>県は、放射性物質又は放射線の影響を把握するため、緊急時モニタリングセンターに参画し、モニタリング要員やモニタリング設備・機器等の配置の強化を図り、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び<u>原子力規制委員会</u>が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき、緊急時モニタリング等を実施する。</p> <p>県は、さらに、態勢を強化する必要があると認めた場合は、緊急時モニタリングセンター長にモニタリング要員<u>及び</u>モニタリング設備・機材等の更なる増強を要請するとともに、原子力災害時の応援業務に関する協定に基づき、関係機関に対し、緊急時モニタリングへの応援を要請する。</p> <p>3 緊急時モニタリングの実施</p> <p>緊急時モニタリングは、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と防護措置の実施の判断材料及び住民等と環境への放射線影響の評価材料を的確に提供し、住民等の安全確保を図ることを目的としており、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び<u>原子力規制委員会</u>が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき行う。</p> <p>また、緊急時モニタリングの実施に当たっては、気象予測や放射性物質拡散予測情報を参考に、防護措置の実施を考慮して、モニタリングを優先すべき区域を決める。</p> <p>4 緊急時モニタリングの結果の報告と公表</p> <p>国は、妥当性の確認がなされた緊急時モニタリングの結果を、正確に、分かりやすく、また迅速に公表することとされている。</p> <p>また、県及び市は、緊急時モニタリングセンターや関係機関と観測データを共有し、速やかにホームページや様々な媒体を通じて住民等に緊急時モニタリング結果を周知する。</p> <p>第5節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 方針 (略)</p> <p>2 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市は、役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況等(発電所の事故の状況、緊急時モニタリングの結果、飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関</p>	<p>県は、放射性物質又は放射線の影響を把握するため、緊急時モニタリングセンターに参画し、モニタリング要員やモニタリング設備・機器等の配置の強化を図り、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び<u>国</u>が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき、緊急時モニタリング等を実施する。</p> <p>県は、さらに、態勢を強化する必要があると認めた場合は、緊急時モニタリングセンター長にモニタリング要員<u>や</u>モニタリング設備・機材等の更なる増強を要請するとともに、原子力災害時の応援業務に関する協定に基づき、関係機関に対し、緊急時モニタリングへの応援を要請する。</p> <p>3 緊急時モニタリングの実施</p> <p>緊急時モニタリングは、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と防護措置の実施の判断材料及び住民等と環境への放射線影響の評価材料を的確に提供し、住民等の安全確保を図ることを目的としており、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び<u>国</u>が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき行う。</p> <p>また、緊急時モニタリングの実施に当たっては、気象予測や放射性物質拡散予測情報を参考に、防護措置の実施を考慮して、モニタリングを優先すべき区域を決める。</p> <p>4 緊急時モニタリングの結果の報告と公表</p> <p>国は、妥当性の確認がなされた緊急時モニタリングの結果を、正確に、分かりやすく、また迅速に公表することとされている。</p> <p>また、県及び市は、緊急時モニタリングセンターや関係機関と観測データを共有し、速やかにホームページや様々な媒体を通じて住民等に緊急時モニタリング<u>の</u>結果を周知する。</p> <p>第5節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 方針 (略)</p> <p>2 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市は、役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況等(発電所の事故の状況、緊急時モニタリングの結果、飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関</p>	<p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>などの情報、市や県等が講じている応急対策に関する情報、交通規制、避難経路や避難経由所等住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、広報車、防災行政無線（<u>戸別受信機を含む</u>）、<u>緊急告知ラジオ</u>、マスコミ等を活用して、要配慮者、一時滞在者、屋内退避者、広域避難者等に対しても情報が伝わるよう十分配慮する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 多様な媒体の活用 市は、情報伝達に当たって、県総合防災情報システム、防災行政無線（<u>戸別受信機を含む</u>）、<u>緊急告知ラジオ</u>、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、緊急速報メールなどの一斉同報配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求める。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。 特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、県、受入市町村等と連携し、適切な情報提供がなされるよう努める。</p> <p>(6)、(7) (略)</p> <p>3、4 (略)</p> <p>第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 避難・屋内退避等の対応方針</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市及び県は、避難時の周囲の状況等により避難を行うことがかえって危険を伴う場合は、居住者等に対し、屋内での<u>避難</u>等の安全確保措置を指示するものとする。</p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p>4 避難・屋内退避の実施</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 避難・屋内退避の実施、情報提供等</p>	<p>などの情報、市や県等が講じている応急対策に関する情報、交通規制、避難経路や避難経由所等住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、広報車、防災行政無線（<u>緊急告知ラジオを含む</u>）、マスコミ等を活用して、要配慮者、一時滞在者、屋内退避者、広域避難者等に対しても情報が伝わるよう十分配慮する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 多様な媒体の活用 市は、情報伝達に当たって、県総合防災情報システム、防災行政無線（<u>緊急告知ラジオを含む</u>）、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、緊急速報メールなどの一斉同報配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求める。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。 特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、県、受入市町村等と連携し、適切な情報提供がなされるよう努める。</p> <p>(6)、(7) (略)</p> <p>3、4 (略)</p> <p>第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 避難・屋内退避等の対応方針</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市及び県は、避難時の周囲の状況等により避難を行うことがかえって危険を伴う<u>おそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する</u>場合は、居住者等に対し、屋内での<u>待避</u>等の<u>緊急</u>安全確保措置を指示するものとする。</p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p>4 避難・屋内退避の実施</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 避難・屋内退避の実施、情報提供等</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>文言の整理 防災基本計画の 反映</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>市は、住民等の避難誘導に当たり、県の協力のもと、住民等に向けて、避難先や避難経路、スクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報を提供する。</p> <p>また、県はこれらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。</p> <p>なお、市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかける。</p> <p>(7) 避難の実施における県、受入市町村及び防災関係機関との連携</p> <p>ア～タ (略)</p> <p>タ 受入市町村は、避難経路所及び避難所の運営に当たり、保健衛生面、男女の<u>違い</u>、人権の保護等幅広い観点から、避難者の心身の健康維持及び人権に可能なかぎり配慮した対策を講ずるよう努める。</p> <p>チ～テ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 要配慮者等への支援</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市は、警戒事態が発生した場合、即時避難区域（PAZ）における施設敷地緊急事態要避難者の迅速な避難を実施するため、避難車両の手配を開始するとともに、即時避難区域（PAZ）における施設敷地緊急事態要避難者に対し避難準備を行うよう広報する。</p> <p>なお、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者等については、国、県及び防災関係機関等と連携し、<u>安全の確保を図る</u>。</p> <p>また、避難準備区域（UPZ）内においては、要配慮者の屋内退避を準備する。</p> <p>(2) 市は、施設敷地緊急事態発生時には、即時避難区域（PAZ）内の住民等に対し避難の準備、及び施設敷地緊急事態要避難者に対し、<u>避難の指示を行う</u>。なお、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮</p>	<p>市は、住民等の避難誘導に当たり、県の協力のもと、住民等に向けて、避難先や避難経路、スクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報を提供する。</p> <p>また、県は、<u>これらの情報について</u>、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。</p> <p>なお、市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかける。</p> <p>(7) 避難の実施における県、受入市町村及び防災関係機関との連携</p> <p>ア～タ (略)</p> <p>タ 受入市町村は、避難経路所及び避難所の運営に当たり、保健衛生面、男女<u>双方及び性的少数者の視点</u>、人権の保護等幅広い観点から、避難者の心身の健康維持及び人権に可能なかぎり配慮した対策を講ずるよう努める。</p> <p>チ～テ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 要配慮者等への支援</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市及び県は、警戒事態が発生した場合、即時避難区域（PAZ）における施設敷地緊急事態要避難者の迅速な避難を実施するため、避難車両の手配を開始するとともに、<u>市は</u>、即時避難区域（PAZ）における施設敷地緊急事態要避難者に対し避難準備を行うよう広報する。</p> <p>なお、<u>施設敷地緊急事態要避難者のうち</u>、避難の実施により健康リスクが高まる<u>と判断される者</u>については、国、県及び防災関係機関等と連携し、<u>防護対策を実施した施設等を活用する等して、屋内退避の準備を行うよう連絡する</u>。</p> <p>また、避難準備区域（UPZ）内においては、要配慮者の屋内退避を準備する。</p> <p>(2) 市は、施設敷地緊急事態発生時には、<u>国の要請又は独自の判断により</u>即時避難区域（PAZ）内の住民等に対し避難の準備、及び施設敷地緊急事態要避難者に対し避難の指示を行う。なお、避難の実施により健康リスクが高まる<u>と判断される施設敷地緊急事態要避難者</u>につい</p>	<p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p> <p>市防災基本計画に合わせた修正</p> <p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p> <p>原子力災害対策指針の反映</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力災害対策指針の反映</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>者等については、国、県及び防災関係機関等と連携し、安全の確保を図る。 また、避難準備区域（UPZ）内においては、要配慮者の屋内退避を実施する。また、必要に応じ早期に要配慮者の避難準備に着手する。</p> <p>(3) 市は、在宅の要配慮者の避難・屋内退避を「柏崎市要配慮者避難支援全体計画」及び個別計画に基づき、避難支援者及び消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者による呼びかけや介助により実施する。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>7～9 (略)</p>	<p>ては、国、県及び防災関係機関等と連携し、<u>防護対策を実施した施設を活用する等した屋内退避を行い、これを支援する者が付き添う場合についても考慮し、安全の確保を図る。</u> また、避難準備区域（UPZ）内においては、要配慮者の屋内退避を実施する。また、必要に応じ早期に要配慮者の避難準備に着手する。 <u>県は、施設敷地緊急事態が発生した場合、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対し、要配慮者の避難準備（避難・一時移転先の確保等）に協力するよう要請する。</u> <u>また、市及び県は、全面緊急事態が発生した場合、避難準備区域（UPZ）の住民等の避難に備えて避難車両の手配を開始する。</u></p> <p>(3) 市は、<u>施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生し、指示があった等の場合は、在宅の避難行動要支援者の避難・屋内退避について、「柏崎市要配慮者避難支援全体計画」における避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難支援者及び消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者による呼びかけや介助により、適切な避難支援等を実施する。</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>7～9 (略)</p>	<p>原子力災害対策指針の反映</p> <p>県計画の反映</p> <p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画の反映</p>
<p>10 感染症流行下での防護措置</p> <p><u>感染症（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1項に定める新型インフルエンザ等を指す。</u>）の流行下において原子力災害が発生した場合、防護措置と感染防止対策を可能な限り両立させ、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行うものとする。</u></p> <p>11 避難所等の開設・運営等</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 受入市町村は、初動期に市、県及び防災関係機関等と協力し、女性の視点を踏まえ避難所において各種の避難者ケアを実施するものと</p>	<p>10 感染症流行下での防護措置</p> <p><u>市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民の被ばくのリスクとウイルスの感染拡大によるリスク双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。</u> <u>具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u></p> <p>11 避難所等の開設・運営等</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 受入市町村は、初動期に市、県及び防災関係機関等と協力し、<u>男女双方及び性的少数者</u>の視点を踏まえ避難所において各種の避難者ケア</p>	<p>防災基本計画の反映</p> <p>市防災基本計画に合わせた修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>し、「新潟県災害時こころのケア活動マニュアル」に基づき、こころのケアを実施する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 市は、受入市町村及び県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるとともに、避難が長期化する場合には、避難者の健康、プライバシー保護、メンタル相談等の対策、避難所の衛生対策等に留意する。</p> <p>(7) 市は、受入市町村及び県の協力のもと、避難所における男女のニーズの違い等男女双方の視点等に十分配慮する。</p> <p>(8) 市は、受入市町村及び県の協力のもと、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉避難所の開設、福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12) 市は、受入市町村と連携し、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める <u>ものとする</u>。</p> <p>12～15 (略)</p> <p>第7節 治安の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 警戒区域の設定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、市が避難を指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、避難指示の<u>実行</u>を上げるために必要な措置をとるよう県警察及び第九管区海上保安本部に要請する。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第8節、第9節 (略)</p>	<p>を実施するものとし、「新潟県災害時こころのケア活動マニュアル」に基づき、こころのケアを実施する。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 市は、受入市町村及び県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるとともに、避難が長期化する場合には、避難者の健康、プライバシー保護、メンタル相談等の対策、避難所の衛生対策 <u>及び家庭動物の保護場所の確保</u>等に留意する。</p> <p>(7) 市は、受入市町村及び県の協力のもと、避難所における男女のニーズの違い等男女双方 <u>及び性的少数者</u>の視点等に十分配慮する。</p> <p>(8) 市は、受入市町村及び県の協力のもと、要配慮者の心身双方の健康状態 <u>及び待遇</u>には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉避難所の開設、福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12) 市は、受入市町村と連携し、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>12～15 (略)</p> <p>第7節 治安の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 警戒区域の設定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、市が避難を指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、避難指示の<u>実効</u>を上げるために必要な措置をとるよう県警察及び第九管区海上保安本部に要請する。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第8節、第9節 (略)</p>	<p>市防災基本計画に合わせた修正</p> <p>市防災基本計画に合わせた修正</p> <p>市防災基本計画に合わせた修正</p> <p>文言の整理</p> <p>文字の修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>第10節 緊急輸送活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急輸送活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急輸送の範囲 緊急輸送の範囲は以下のものとする。 ア、イ (略) ウ 国の現地対策本部長及び県の現地対策本部長、関係市町村の現地対策本部長、災害応急対策要員（原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材 エ～カ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第11節、第12節 (略)</p> <p>第13節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策</p> <p>1 方針</p> <p>核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大防止のため、原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）、原子力規制委員会、国土交通省、経済産業省、海上保安庁、警察及び消防機関は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器等の安全性を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。 その際、原子力事業者等は、核物質防護上問題を生じない範囲において、消防機関及び海上保安庁に必要な運搬情報の提供等の協力を努める。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づく第10条第1項に基づく通報経路（事業所外運搬での事象発生時） 【新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）から抜粋】</p>	<p>第10節 緊急輸送活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急輸送活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急輸送の範囲 緊急輸送の範囲は以下のものとする。 ア、イ (略) ウ 国の現地対策本部長及び県の現地対策本部長、関係市町村の現地対策本部長、災害応急対策要員（原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材 エ～カ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第11節、第12節 (略)</p> <p>第13節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策</p> <p>1 方針</p> <p>核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大防止のため、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）、原子力規制委員会、国土交通省、経済産業省、海上保安庁、警察及び消防機関は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器等の安全性を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。 その際、原子力事業者等は、核物質防護上問題を生じない範囲において、消防機関及び海上保安庁に必要な運搬情報の提供等の協力を努める。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づく第10条第1項に基づく通報経路（事業所外運搬での事象発生時） 【新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）から抜粋】</p>	<p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画の反映</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>新潟県防災局原子力安全対策課 (新潟県知事)</p> <p>事象発生場所を管轄する市町村長</p> <p>新潟県警察本部</p> <p>事象発生場所を管轄する消防本部</p> <p>事象発生場所を管轄する労働基準監督署</p> <p>事象発生場所を管轄する海上保安部</p> <p>柏崎刈羽原子力規制事務所</p> <p>経済産業省東北経済産業局総務企画部総務課</p> <p>国土交通省海事局検査測度課 (事象発生場所が海上の場合) 国土交通省自動車局環境政策課 (事象発生場所が陸上の場合) (国土交通大臣)</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣)</p> <p>原子力規制庁緊急事案対策室 (原子力規制委員会)</p> <p>経済産業省資源エネルギー庁 原子力政策課</p> <p>内閣官房</p> <p>内閣府政策統括官 (原子力防災担当) 付</p> <p>原子力事業者 (原子力防災管理者)</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 → : 電話によるファクシミリ着信の確認 → : ファクシミリによる送信 → : 電話等による連絡 </p>	<p>新潟県防災局原子力安全対策課 (新潟県知事)</p> <p>事象発生場所を管轄する市町村長</p> <p>新潟県警察本部</p> <p>事象発生場所を管轄する消防本部</p> <p>事象発生場所を管轄する労働基準監督署</p> <p>事象発生場所を管轄する海上保安部</p> <p>柏崎刈羽原子力規制事務所</p> <p>経済産業省東北経済産業局総務企画部総務課</p> <p>国土交通省海事局検査測度課 (事象発生場所が海上の場合) 国土交通省自動車局車両基準・国際課 (事象発生場所が陸上の場合) (国土交通大臣)</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣)</p> <p>原子力規制庁緊急事案対策室 (原子力規制委員会)</p> <p>経済産業省資源エネルギー庁 原子力政策課</p> <p>内閣官房</p> <p>内閣府政策統括官 (原子力防災担当) 付</p> <p>原子力事業者 (原子力防災管理者)</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 → : 電話によるファクシミリ着信の確認 → : ファクシミリによる送信 → : 電話等による連絡 </p>	<p>組織の改正</p>

第4章 複合災害対策

修正前	修正後	修正理由
<p>第1節 (略)</p> <p>第2節 複合災害時における応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>市は、県、国及び関係機関と協力し、複合災害時においても、専用回線、衛星回線、防災行政無線（<u>戸別受信機</u>を含む）、ヘリコプターテレビ伝送システム等あらゆる手段を活用し、道路、ライフラインの被災情報等の必要な情報の収集・連絡を行う。</p> <p>3 緊急時モニタリング</p> <p>県は、緊急時モニタリングの正常なデータを得るため、地震等によるモニタリングポストの<u>破損の有無などの稼働状況</u>確認や電源喪失時等の設備・機器等の代替機能の確保に留意しつつ、緊急時モニタリング業務を行うこととし、市はこれに協力する。</p> <p>(1) 県は、モニタリングポストが被災した場合、県のモニタリング<u>カー</u>や可搬型モニタリングポスト等の<u>設備・機器の移送補充</u>により対応する。</p> <p>また、県は、被災等によりモニタリングポストの測定結果等を得られない場合には、気象予測や放射性物質拡散予測情報を参考に、緊急時モニタリングを優先すべき区域を決めることも考える。</p> <p>なお、県は、その他防護措置の判断に必要な緊急時モニタリングに関するできる限りの情報の収集に努める。</p> <p>(2) 県は、道路の被災状況やモニタリング要員の参集状況に係る情報を、緊急時モニタリングセンターに提供する等、<u>原子力規制委員会</u>の緊急時モニタリング実施計画の<u>作成</u>に協力し、国の統括の下、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>(3) 県は、モニタリング要員やモニタリング設備・機器等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合、<u>緊急時モニタリングセンター長に国の動員計画による資機材の補充を要請するとともに</u>、原子力発電所立地道府県に対し相互応援協定に基づく要請を行うなど、緊急時のモニタリング体制を確保する。</p>	<p>第1節 (略)</p> <p>第2節 複合災害時における応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>市は、県、国及び関係機関と協力し、複合災害時においても、専用回線、衛星回線、防災行政無線（<u>緊急告知ラジオ</u>を含む）、ヘリコプターテレビ伝送システム等あらゆる手段を活用し、道路、ライフラインの被災情報等の必要な情報の収集・連絡を行う。</p> <p>3 緊急時モニタリング</p> <p>県は、緊急時モニタリングの正常なデータを得るため、地震等によるモニタリングポストの<u>被災</u>の確認や電源喪失時等の設備・機器等の代替機能の確保に留意しつつ、緊急時モニタリング業務を行うこととし、市はこれに協力する。</p> <p>(1) 県は、モニタリングポストが被災した場合、県のモニタリング<u>車</u>や可搬型モニタリングポスト等の<u>代替測定</u>により対応する。</p> <p>また、県は、被災等によりモニタリングポストの測定結果等を得られない場合には、気象予測や放射性物質拡散予測情報を参考に、緊急時モニタリングを優先すべき区域を決めることも考える。</p> <p>なお、県は、その他防護措置の判断に必要な緊急時モニタリングに関するできる限りの情報の収集に努める。</p> <p>(2) 県は、道路の被災状況やモニタリング要員の参集状況に係る情報を、緊急時モニタリングセンターに提供する等、<u>国</u>の緊急時モニタリング実施計画の<u>策定</u>に協力し、国の統括の下、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>(3) 県は、モニタリング要員やモニタリング設備・機器等の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合、原子力発電所立地道府県に対し相互応援協定に基づく要請を行うなど、緊急時のモニタリング体制を確保する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>文言の整理 文言の整理</p> <p>文言の整理</p> <p>県計画の修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>4 (略)</p> <p>5 避難・屋内退避等の防護措置</p> <p>(1) 避難・屋内退避等実施に係る防護活動</p> <p>ア 市は、大規模自然災害等が発生した場合の避難、屋内退避等の防護措置は、第3章第6節3を原則としつつも、人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保される後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とし、<u>大規模自然災害等による道路や避難施設等の被災状況に応じて</u>、住民等に対して、避難することがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置をとるよう指示し、また、国及び県が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、避難を指示するなど、独自の判断で適切に対応する。</p> <p>なお、県は、大規模自然災害時の広域避難に当たっては、市町村並びに関係機関から収集した避難施設、避難道路等の情報を考慮し、代替避難施設、避難経路及び避難手段等について、市に示す。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 避難所等の運営</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、避難所等の被災によりさらに広域避難が必要となった場合、受入市町村の区域を<u>超</u>えた対応を行う。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>6 原子力災害医療の実施</p> <p>(略)</p> <p>7 緊急輸送活動</p> <p>(1) (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 避難・屋内退避等の防護措置</p> <p>(1) 避難・屋内退避等実施に係る防護活動</p> <p>ア 市は、大規模自然災害等が発生した場合の避難、屋内退避等の防護措置は、第3章第6節3を原則としつつも、人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保される後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本と<u>する</u>。<u>大規模自然災害等による道路や避難施設等の被災状況に応じて</u>、住民等に対して、避難することがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置をとるよう指示し、また、国及び県が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、避難を指示するなど、独自の判断で適切に対応する。</p> <p>なお、県は、大規模自然災害時の広域避難に当たっては、市町村並びに関係機関から収集した避難施設、避難道路等の情報を考慮し、代替避難施設、避難経路及び避難手段等について、市に示す。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 避難所等の運営</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、避難所等の被災によりさらに広域避難が必要となった場合、受入市町村の区域を<u>越</u>えた対応を行う。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>6 原子力災害医療の実施</p> <p>(略)</p> <p>7 緊急輸送活動</p> <p>(1) (略)</p>	<p>文言の整理</p> <p>文字の修正</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(2) 市及び県は、大規模自然災害等によるバス等を保有する機関の被災が想定されるときは、その状況を迅速に把握する。 また、県は、災害の規模や放射性物質の拡散状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を行い、状況の進展に備えて臨機応変に対応できるよう、車両等を確保・待機させるなどの対応を行うことと<u>されている</u>。</p> <p>8 救助・救急及び消火活動 (略)</p>	<p>(2) 市及び県は、大規模自然災害等によるバス等を保有する機関の被災が想定されるときは、その状況を迅速に把握する。 また、県は、災害の規模や放射性物質の拡散状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を行い、状況の進展に備えて臨機応変に対応できるよう、車両等を確保・待機させるなどの対応を行う。</p> <p>8 救助・救急及び消火活動 (略)</p>	<p>文言の整理</p>